

令和6年度 一般会計算出 6款 2項 4目 13節

	期 間	工事完了年月日	日間又は
		令和7年6月30日	まで

設 計 書

件 名 桜岡小学校放課後キッズクラブ仮設校舎賃貸借

設 置 場 所 横浜市港南区大久保1-6-43

概 要

.....
【仮設建物賃貸借】
.....

契約決定日から 令和12年8月31日まで

-
・ 仮設校舎施工
.....

契約決定日から令和7年6月30日まで

-
・ リース物件使用期間
.....

令和7年7月1日から 令和12年6月30日まで

-
・ 仮設校舎解体
.....

令和12年7月1日から 令和12年8月31日まで
.....
.....
.....

科目別内訳書				
名称	数量	単位	金額	備考
1.設置工事費	1	式		
2.賃貸借料	1	式		公租公課含む
3.解体工事費	1	式		
総計				
消費税相当額	1	式		
合計			0	

(消費税地方消費税相当額を含む)

年度月	支出割合(%)	支払金額(円)
6年度	5.00	
11月		
12月		
1月	5.00	
2月		
3月		
7年度	40.00	
4月		
5月	10.00	
6月		
7月		
8月	10.00	
9月		
10月		
11月	10.00	
12月		
1月		
2月	10.00	
3月		
8年度	13.00	
4月		
5月	3.25	
6月		
7月		
8月	3.25	
9月		
10月		
11月	3.25	
12月		
1月		
2月	3.25	
3月		
9年度	13.00	
4月		
5月	3.25	
6月		
7月		
8月	3.25	
9月		
10月		
11月	3.25	
12月		
1月		
2月	3.25	
3月		
10年度	13.00	
4月		
5月	3.25	
6月		
7月		
8月	3.25	
9月		
10月		
11月	3.25	
12月		
1月		
2月	3.25	
3月		
11年度	13.00	
4月		
5月	3.25	
6月		
7月		
8月	3.25	
9月		
10月		
11月	3.25	
12月		
1月		
2月	3.25	
3月		
12年度	3.00	
4月		
5月		
6月	3.00	
7月		
8月		
合計	100.00	

桜岡小学校放課後キッズクラブ仮設校舎賃貸借仕様書

横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課

第1章 総則

1-1 委託内容及び履行期間

仮設校舎設計施工（法的手続きを含む）仮設校舎賃貸借業務及び解体工事
契約決定日から令和12年8月31日まで

- （1）仮設校舎設計施工 契約締結日から令和7年6月30日まで
- （2）仮設校舎賃貸借業務 令和7年7月1日から令和12年6月30日まで
- （3）仮設校舎解体施行 令和12年7月1日から令和12年8月31日まで

1-2 敷地概要、計画建物概要

設置場所	神奈川県横浜市港南区大久保一丁目6-43
主要用途	キッズクラブ（仮設）
工事延床面積	約280㎡程度
構造・規模	軽量鉄骨造2階建て
用途地域	第1種住居専用地域
防火地域	準防火地域
その他の地域	第4種高度地区、緑化地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区

1-3 契約条件

仮設校舎使用期間 令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

*使用期間の短縮又は延長については、別途協議とする。

*使用期間終了後は、速やかに手続を行い、解体及び粗整地を行うこと。また、解体及び粗整地にかかる費用は本契約に含

む。1-4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び図面、特記仕様書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

1-5 作成図書

設計にあたっては、関係法令を遵守すること。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書、図面に基づき、詳細設計、申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請等の手続を受注者の責で完成させること。各手続にかかる費用等も本契約に含む。

受注者が作成する一般的な設計図書（以下、設計図書という。）は、仮設計画図、建築図、電気設備図、給排水衛生設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計画書、計画通知）、その他必要図書とする。

1-6 使用材料等

原則として工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

1-7 施工前協議

施工前に、設計図書を市に提出し、市と協議を行うこと。

1-8 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

基礎工事においては、杭は極力使用しないものとし、地盤改良等で対応すること。

1-9 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

1-10 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

第2章 施工計画

2-1 一般共通事項

- | | | |
|----------------|---------------------------------------|---|
| (1) 事前現場調査 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| (2) 官公庁その他への届出 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

2-2 仮設工事

- | | | |
|--------------|--|---|
| (1) 現場事務所 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| (2) 工事用仮設トイレ | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| (3) 工事用水 | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (4) 工事用電力 | <input type="checkbox"/> 支給 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| (5) 仮囲い | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |
| (6) 交通整理員 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保） |
| (7) 工事中の仮設倉庫 | <input checked="" type="checkbox"/> 要（体育倉庫撤去に伴う。設置期間は実施設計にて調整） | |

2-3 土工事

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (1) GLは事前に高低差測量を行い協議の上決定する。 | | |
| (2) 建設発生土を含む発生材が生じた場合は、横浜市と協議の上、法に則って適切に処分すること。 | | |
| (3) 再生砕石の使用 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可 |
| (4) 地質調査資料の有無 | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造耐力上必要な地耐力の確認及び不同沈下がおきない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途横浜市と協議を行うこと。

2-4 本体工事

- | | | |
|----------------------------|--|---|
| (1) コンクリート強度は設計強度21N以上とする。 | | |
| (2) 床の積載荷重 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法による | <input type="checkbox"/> 市構造基準による |
| (3) 鉄骨の規格 | <input type="checkbox"/> 自社規定による | <input checked="" type="checkbox"/> ISO9001 認定工場のもの
又は JIS 規格適合品 |
| (4) 鉄骨錆止め塗装 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事標準仕様書を適用 | <input type="checkbox"/> 自社規定による |

2-5 仕上工事

- (1) 外部仕上材仕様 自社規定による 別表による
(2) 内部仕上材仕様 自社規定による 別表による

2-6 その他

- (1) 地上障害物の処理 (遊具・倉庫等) 指定場所に移設 指定場所へ処分
 受注者の責任において処分 別途協議
- (2) 地中障害物の処理 (散水設備等) 指定場所に移設 指定場所へ処分
 受注者の責任において処分 別途協議
- (3) セキュリティシステム 別途加入 非加入
- (4) 清掃契約 有 無
- (5) 試験、製品検査 要 (公共建築工事標準仕様書に準拠) 自社規定による
- (6) 都市ガス 要 不要
- (7) ケーブルテレビ 別途加入 非加入
- (8) プロバイダー (インターネット) 別途加入 非加入
- (9) 避難器具 (緩降機) 要 (点検含む) 別途
- (10) 消防用設備 要 別途
- (11) 昇降機 要 不要
- (12) 受水槽 要 不要

第3章 設備

3-1 給水、排水、空調、電気、電話、インターホン等

3-2 衛生器具等は事前に市と協議のうえ施工すること。

3-3 照明器具、コンセント位置及び弱電機器等は事前に市と協議のうえ施工すること

第4章 雑部

4-1 仕上ユニット等は、別表及び参考図面を参照し製作図等を作成の上、納入・設置を行うこと。

4-2 案内板・室内板については、名称を確認のうえ製作すること。

第5章 引渡検査

5-1 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。

5-2 市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5-3 検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。

5-4 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。

5-5 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡品 (貸与品)、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。

5-6 引渡検査合格後、賃貸借開始前には学校関係者を対象とした取扱説明会を開催すること。

第6章 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

- | | | |
|-------------|---------------------------------------|---|
| (1) 公租公課 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (2) 火災保険 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (3) 法定点検 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (4) 各種消耗品 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (5) 電気料金 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (6) ガス料金 | <input type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (7) 上下水道使用料 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (8) 清掃 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (9) セキュリティ | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (10) 通信費 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者 |
| (11) 保守点検 | <input type="checkbox"/> 市 | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

第7章 疑義

工事及び維持管理の内容等に疑義が生じたときは市と協議を行い決定すること。

桜岡小学校放課後キッズクラブ仮設校舎賃貸借特記仕様書

横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課

1 敷地概要、計画建物概要

(1) 名称

桜岡小学校放課後キッズクラブ仮設校舎

(2) 設置場所

横浜市港南区大久保一丁目 6-43

(3) 構造規模等

軽量鉄骨構造 2階建て

玄関、キッズルーム、事務・給湯室、男女トイレ、多目的トイレ、廊下、倉庫、階段室等

(4) 敷地面積

348.50 m² (実施設計にて調整)

(5) 建築面積

約 150 m²

(6) 延床面積

約 280 m²

2 一般共通事項

本工事は、この仕様書による他は原則として以下によることとする。

「公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

「公共建築工事標準仕様書 機械設備編（最新版）」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

「公共建築工事標準仕様書 電気設備編（最新版）」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

3 建築工事

(1) 直接仮設工事

建築に係るやり方、墨出し・現寸型板、外部足場、安全手摺、防災養生シート、養生、清掃後片付け一式とする。また工事期間中に仮設キッズクラブ棟設置に伴い撤去する既存体育倉庫内の備品を保管するための仮設体育倉庫(35 m²程度)を見込む。大きさ、設置位置及び設置期間は実施設計にて調整する。仮設倉庫撤去までの備品移動(2回)を見込むこと。

(2) 土工事

基礎工事等に係る既存舗装の解体、根切り、埋め戻し、残土処分、碎石地業一式とする。なお、残土が生じる場合は、横浜市と協議のうえ、法に則って適切に処分すること。アスファルトはリサイクル処分を行うこと。

(3) コンクリート工事

基礎工事等に係るコンクリートの材料及び打設手間及び運搬費一式とする。

(4) 型枠工事

基礎工事等のコンクリート設置に係る型枠損料及び運搬費一式とする。

(5) 鉄筋工事

基礎工事等に使用する材料、加工手間、運搬費一式とする。

使用する鉄筋コンクリート用棒鋼 D10～D16 については、SD295A、D19 以上は SD345 とする。

(6) 鉄骨工事

鉄骨建物本体等に使用する鉄骨等の材料、工場加工費、運搬費、鉄骨建て方費、建て方に使用する重機の損料、錆び止め塗装費等一式とする。なお、鉄骨断面等は構造計算により安全を確かめるものとする。

(7) 木工事

建具廻りの枠等一式

(8) 金属工事

壁下地軽鉄、天井下地軽鉄、天井点検口及び切り込み補強一式とする。

(9) 左官工事

スラブのコンクリートの直押さえ、雑部のモルタル塗り等一式とする。

(10) 外部建具工事

外部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はアルミ製とする。外部に面する建具には、網戸及びカーテンを設置し、掃き出し窓部分には小庇を設けること。2階の外部建具には、室内側のFL+1,100以上の高さに転落防止手摺又は建具の開口制限を設け転落防止策を講じること。通風、換気及び採光に配慮すること。

(11) 内部建具工事

内部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はアルミ製とする。2階階段室とキッズルーム間にはアコーディオンカーテンを設置すること。

(12) ガラス工事

建具に使用するガラス、ガラスシーリング及びガラスクリーニング一式とする。原則、強化透明厚4mmとし、一部協議により型板ガラスとするが、プライバシーを確保する必要がある窓は型板ガラスとすること。

(13) 塗装工事

別表等による塗装一式とする。

(14) 内装工事

別表等による床、壁、天井、巾木、廻り縁材等一式とする。

(15) 仕上げ・ユニット工事

整備項目は備品リストの通りとし、必要に応じて転倒防止措置を施すこと。各備品リストの仕様（寸法、材質、機能）は「横浜市小・中学校標準図 G95 型 12 改（H29 改訂版）」を参照の上、横浜市と協議し決定すること。キッズクラブ用の下足入れは既存利用とし、横浜市と協議によって決定した場所に固定すること。

解体時については、現況復旧、整地は粗整地とする。

本建物で使用する材料は原則規制対象外又はF☆☆☆☆とするとともにアスベスト非含有とする。

建具には原則として指挟み防止の措置を行うこと。

横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう整備すること。

施工完了後、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」に従いVOC測定を行い報告書を提出すること。

4 電気設備工事

電気設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準

(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 平成 30 年版) ※契約時において最新版とする」(以下「設計基準」という。)に準拠し、次の設備を施設すること。

なお、原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

(1) 電力引込設備

- ・仮設キッズクラブ棟の電気は低圧で別途引込む。
- ・仮設キッズクラブ棟への配線ルートは既存校舎側と仮囲いなどにより分けを行うこと。

(2) 受変電設備

- ・既存キュービクルから新設キュービクルへの切替については、一時側配線を校舎工事(別途工事)、動作確認及び新旧の切替をリース工事にて行う。切替時期は、関係者間で調整する。

(3) 幹線設備

- ・新規キュービクルより電力等の供給を受け、以降仮設キッズクラブ棟の電灯、動力までの配管・配線及び機器取付け一式とする。
- ・幹線は人が触れないよう敷設すること。
- ・電灯分電盤のうち消防設備用電源、機械警備用電源等の特定遮断器は配線用遮断器で施設できるものとする。
- ・漏電火災警報器は、消防関係法令に基づき設置対象となった場合のみ施設すること。

(4) 動力設備・電灯・コンセント設備

(動力)

- ・各階空調、衛生、消火機器等への電力供給のため動力盤を設置し二次側配線工事を行うこと。
- ・各機器の警報盤を 1 階事務スペース付近に設置し、警報範囲図を用意すること。

(電灯・コンセント)

- ・LED 照明及びエアコンを設置する。
- ・モニター付インターホン及び電気錠操作盤を設け、キッズクラブにて門扉からの呼び出し応答及び門扉の開錠を可能とする。
- ・事務スペース付近に分電盤を設けること。
- ・屋外、水周りに設置するコンセント回路用分岐開閉器は ELB とすること。
- ・設備諸元表により必要諸室にコンセントを設けること。また、位置に関しては横浜市と協議の上決定する。
- ・屋外、水周りに設置するコンセントは防水仕様とすること。
- ・コンセントは口数を満たすと共に、調査の上容量を満たすこと。
- ・照明器具の設置箇所は、建物内、玄関廻り及び屋外動線付近の外壁とし、屋外動線の照度が外壁灯では不十分な場合、別途外灯又は投光器を設置して夜間の照度を確保すること。また、スイッチ類は各室、昇降口、廊下等適切な箇所設置すること。
- ・請負者は、接地抵抗・絶縁抵抗・照度測定、作動試験等の必要な各種試験測定を行い、報告書にまとめて提出すること。
- ・照度基準については、JIS 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。

ア キッズルーム、事務スペース： 500 lx 以上

イ 玄関、階段室、トイレ等： 100 lx 以上

- ・照明器具については、原則として LED とする。また、日常の活動に支障がないよう必要な台

敷を設置すること

(5) 電話設備

- ・電話回線の新規引込は横浜市にて発注、契約を行い、引込みからの配線ルートの確保と、MDFから各使用諸室までの配管・配線を行う。
- ・1階事務スペースに電話機を設置する。(設備諸元表による)
- ・電話交換機及び各機器はリースとし、配管・配線及び機器調整を行うこと。
- ・必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・既存校舎の職員室とキッズクラブをつなぐ内線の設置を検討する。

(6) テレビ共聴設備

- ・屋上にUHFアンテナを設置すること。
- ・諸元表を参考とし、該当箇所に端子を設置し、テレビ視聴を可能とすること。

(7) 情報通信用配管・配線設備

- ・情報通信の新規引込は横浜市にて契約、発注とし、引込から仮設校舎までの配管、配線ルートの確保を行う。
- ・1階事務スペースまで光ケーブル用配管・配線を行うこと。
- ・工事は横浜市及びクラブ運営法人と十分に協議を行うこと。
- ・インターネット環境へ接続できる設備(配線、HUB等)一式を整備すること。

(8) 誘導灯設備

防災設備として次の設備一式を法令に基づき施設すること。

ア 自動火災報知設備

消防関係法令に基づく自動火災報知設備を設置すること。

イ 非常警報設備

消防関係法令に基づく非常警報器具を設ける義務が生じた場合については、法令に基づき非常警報設備を設置すること。

ウ 非常用照明設備

非常用照明設備は、建築基準法関係法令で定められた設置義務のある部分に施設すること。

エ 避難器具

法令上必要な避難器具を設置すること。

(9) インターホン設備

- ・外部インターホンはキッズ用を南門及び仮設キッズクラブ棟出入口にそれぞれ1か所ずつ設置し、1階事務スペースに親機を設置する。
- ・内部インターホンは1階事務スペースに親機を設置し、2階事務スペースに子機を設置する。
- ・インターホンの位置、仕様は施設管理者及び横浜市と協議の上決定する。

(10) その他

その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本工事において設置すること。

5 衛生設備工事

(1) 給水・給湯設備

- ・仮設キッズクラブ棟に支障となる給水管を撤去、切り回しを行うこと。
- ・水道メーター設置は本工事とすること。
- ・給水配管はHIVP管、給湯管はHT管とし、原則保温を設置する。

- ・水道方式は水道直結方式にて行うこと。
- ・手続に要する費用および申請事務費、水道加入金は本工事に含むものとする。
- ・給水設備の工事は横浜市水道局と協議の上、横浜市水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。
- ・給湯方式は電気貯湯式 10L とし、沸き上がり温度 60 度、出湯温度 40 度とする。
- ・外部に手洗い（水栓 2 か所）を設ける。

(2) 排水・通気設備

- ・汚水排水は、既存汚水桝に接続する。ただし、現地調査の上、既存排水管及び公設桝が利用不可の場合、必要に応じて新設する。
- ・下水道本管との接続は、自然流下を原則とするが、構造的に不可能な場合は、中継用汚水槽を設けポンプによる排水も可とする。
- ・原則、配管種は VP 管とすること。
- ・汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設け、外部で開放する。
- ・汚水・排水設備の工事は、所管土木事務所と協議の上、横浜市下水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。
- ・手続に要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。

(3) 雨水排水設備

堅樋からの雨水を桝で受け、雨水設備（側溝等）に接続する。

(4) 衛生器具設備等

- ・各階、各部必要な箇所に手洗所を設ける。（別図による）
- ・衛生器具の設置数は既存キッズクラブ棟と同等以上の数量を確保すること。
- ・SK は 1 箇所以上設置すること。
- ・大便器、小便器は節水型とすること。
- ・便器は普通の便座とし、暖房便座、温水洗浄便座は設置しないこととする。
- ・各手洗所の水栓形状はレバー水栓又は自動水栓とする。
- ・紙巻器は各便器に 2 箇所設置すること。
- ・各階にステンレス製の流し台を設けること。
- ・2 階事務スペースにシステムキッチンを 1 か所整備すること。

6 空気調和設備工事

(1) 空気調和設備

- ・設備諸元表に伴うパッケージエアコンを設置する。
- ・能力は各室で冷房 200[W/m²]以上、暖房 220[W/m²]以上とし、能力上不足となる恐れのある箇所に関しては設備を上げるなど考慮すること。
- ・室外機はガード付きとし、外部の地上またはブラケット式架台にて外壁に固定すること。さらに、児童が直接手を触れることが可能な室外機を設置する場合は防護フェンスを設置すること。
- ・リモコンは施設管理者が指定する場所に設置する。
- ・冷媒管の保温厚さは往管 20 mm以上、還管 10 mm以上とする。

(2) 換気設備

- ・設備諸元表に伴い換気扇を設けること。
- ・2 階天井裏には夏季の熱射対策として、屋根裏換気を確保すること。

- ・換気扇の外部に雨等の吹込み対策を講じること。
- ・換気量は 24H 換気に対応したものとすること。

7 消火設備

- ・法及び所轄消防署指導に従い、必要な消火設備を設置すること。
- ・各階に消防法に準じた消火器を必要数設置すること。
- ・消火設備の設置については、所管消防署と十分協議し、必要な手続きを行うこと。

8 外構その他工事

- ・同上、樹木の伐採、伐根、剪定を行う。
- ・同上、仮想敷地境界に電源の 2 引込に対応した仮設フェンスを設ける。
- ・西側校門より仮設キッズまでの通路と仮設キッズ前の東側スペースに外構舗装を新設する。舗装は透水性アスファルト舗装とする。
- ・仮設キッズクラブ棟に支障する屋外給排水管（グラウンド散水管共）は撤去又は切回しとする。
- ・仮設キッズクラブ用の門を 1 か所整備し、専用のインターホン設備、電気錠を設置する。仕様は横浜市と協議を行い決定すること。

9 解体工事

- ・仮設キッズクラブ棟設置に伴い、体育倉庫、石灰庫、砂場、花壇・学級園の一部を撤去する。
- ・原則として、仮設キッズクラブ棟建設前の原状に復旧する。ただし外構舗装復旧は不要とし、整地のみ行うこと。範囲及び仕様は発注者と協議の上決定すること。
- ・既存倉庫類はアスベスト含有なしとしているが、工事着手前に現況確認を行い、必要な場合は監督員と協議を行い決定すること。

10 リース備品の設置、既存キッズクラブ棟からの備品・家具類の移設

- ・別紙設備諸元表及び備品リストを参考に実施設計段階で実地調査を行い、既存キッズクラブ棟から移設する備品、リースで対応する備品について横浜市と十分に精査すること。精査の結果、不足する備品はリース対応とする。
- ・設備機器に必要な電気・給排水工事は本件に含むこと。
- ・リース備品及び既存キッズクラブ棟からの移設備品の配置場所については各関係者と協議を行い決定すること。また移設備品設置のために必要な床、壁、天井内補強等は本工事に含むこと。
- ・収納家具は原則鍵付きとすること。
- ・本設キッズクラブ棟への引越し後に仮設キッズクラブ内に残置されている備品・家具類は原則として仮設校舎解体時に撤去処分すること。また、処分品については仮設キッズクラブ棟解体前に各関係者と最終確認を行うこと。

11 安全対策

- ・工事中は安全面における責任者を常駐させ、災害危険防止に対し十分な対策を考慮すること。
- ・工事中は交通整理員を配置し、児童・教職員・近隣住民等の通行の安全を十分確保すること。
- ・仮設計画については安全に留意した仮設計画とする。
- ・仮囲いは H3.0m の万能鋼板とすること。

- ・仮囲い、車両ゲートは各関係者、横浜市職員及び学校と協議を行うこと。
- ・工事車両の誘導及び歩行者、児童の安全に努めると共に、外周道路を汚さないよう工事敷地内に鉄板等を敷設すること。
- ・本建物建設中は緊急連絡体制を確立し常時連絡可能にしておくこと。
- ・桜岡小学校建替工事の各段階において、必要に応じて当該工事関係者と調整を行うこと。特に受電設備の切替においては施設関係者及び工事関係者と綿密に打合せを行った上で、キッズクラブの運営に支障のないよう対応すること。

12 法令順守

- ・関係法令、指導通達及び計画通知等における指導を遵守すること。
- ・本建物は建築基準法 85 条 6 項の仮設建築物であり、外壁は不燃とすること。その他、横浜市の「建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準」に準ずる。
- ・その他、法令に関する部分で施工図と計画通知図が異なる場合は、計画通知図を優先すること。

13 その他条件

- ・出入口の扉は、全て管理用の鍵付きとすること。鍵の区分としては各関係者と協議の上、決定すること。また、必要箇所については電気錠とすること。移動等円滑化経路上の出入口は 2cm を超える段差を設けないこと。
- ・壁、水平ブレースについては、大臣認定ブレースとする。
- ・構造物、リース備品等は出隅部を面取りした形状とし、止むを得ず角状となる場合はコーナーガード部材等を設置すること。
- ・2 階以上の外部建具（窓）には、落下防止のため外れ留めを 2 か所以上設置すること。
- ・内部引戸については、指詰め防止策を講じること。
- ・外部建具には戸当りや、指挟み防止等の安全対策を講じること。
- ・廊下とトイレ等の床は防滑性の材質とすること。
- ・全ての家具（移設備品）に転倒防止を設置し、重量物を設置する場合には、床補強すること。なお、家具等の固定は引越作業時に行うこと。
- ・備品は原則既存キッズクラブ棟から移動とし、移動できないものはリースで対応とする。
- ・階段手摺端部は、保護カバーを付けること。
- ・1 階の床については、ネズミや害虫が侵入しない構造とすること。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合、賃貸人は賃借人と協議上決定する。

建物概要

共通	基礎	鉄筋コンクリート造
	軸部	鉄骨
	土間	床下には防湿ポリエチレンフィルム(t=0.15 以上)を貼ること
	壁(仕上表参照)	軽鉄軸組 石膏ボード t=9.5
	天井(仕上表参照)	軽鉄野縁(不燃)化粧石膏ボード t=9.5 天井裏 グラスウール t=50 以上(F☆☆☆☆) 10kg/m ³ 以上)
特記事項	本建築物は『 その他建築物 』仕様とする。	
	建築基準法第28条の2の建築材料及び換気設備は政令で定める技術的基準に適合するものとする。	
	本契約内で使用する材料は原則F☆☆☆☆とする。	
	児童の手の届く範囲(H1500 までの範囲)の鋭角部はゴムカバー等で保護する。	

外部仕上

共通	屋根	二重折板断熱工法 上弦材:ガルバリウム鋼板(素地)t=0.8 H=88 断熱材:グラスウール(10kg/m ³ t=50) 下弦材:ガルバリウム鋼板(素地)t=0.8 H=88
	外壁	サンドイッチパネル 外側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 内部:ポリウレタンフォーム t=40 内側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.27
	樋	軒樋 塩ビ製 105φ/2 縦樋 塩ビ製 60φ
	庇	鋼製 D=1000、2400 塗装ガルバリウム鋼板 t=0.5
	軒裏	折板表し(防露材軒先カット)
	出入口階段スロープ	コンクリート製

内部仕上表

※天井高さの下限値は「横浜市小・中学校標準図（校舎 95 型 12 改 平成 29 年改訂版）」による。

室名	床・下地	巾木	壁・下地	廻縁	天井高	天井・下地
事務スペース ルーム 1 ルーム 2	t2 長尺塩ビシート t4 不陸調整合板 +木製床パネル (木製根太+コンパネ t=12)	H60 ビニル製	t9.5 化粧石膏ボード 軽鉄下地	塩ビ	2700	軽鉄下地 t9.5 化粧石膏ボード
男子 WC 女子 WC	同上	同上	同上	同上	同上	同上
SK	同上	同上	同上	同上	同上	同上
収納	同上	同上	同上	同上	同上	同上
階段	t2 長尺塩ビシート t12 コンパネ	同上	同上	同上	同上	同上
外倉庫	同上	同上	軽鉄下地	—	—	—

室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散する材料については、

F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆☆又はその同等品（旧 JAS 又は旧 JIS における Fco、Eco を含む.）とする場合は、あらかじめ横浜市の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・ 合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・ パーティクルボード・その他の木質建材
- ・ 家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ ユリア樹脂板
- ・ 壁紙
- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 保温材・緩衝材・断熱材
- ・ 塗料
- ・ 仕上塗材

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 塗料
- ・ 溶剤

(3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・ 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤

(4) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙用接着剤（規格品とする）
- ・ 木工用接着剤

2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定

次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、横浜市に報告する。

- ・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

- ・ 検知管法
- ・ 定電位電解法
- ・ トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・ 固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

- ・ 測定対象室及び箇所数

室名	箇所数	回数／時期
ルーム 1	2 箇所	各 1 回／引渡前
ルーム 2	2 箇所	各 1 回／引渡前

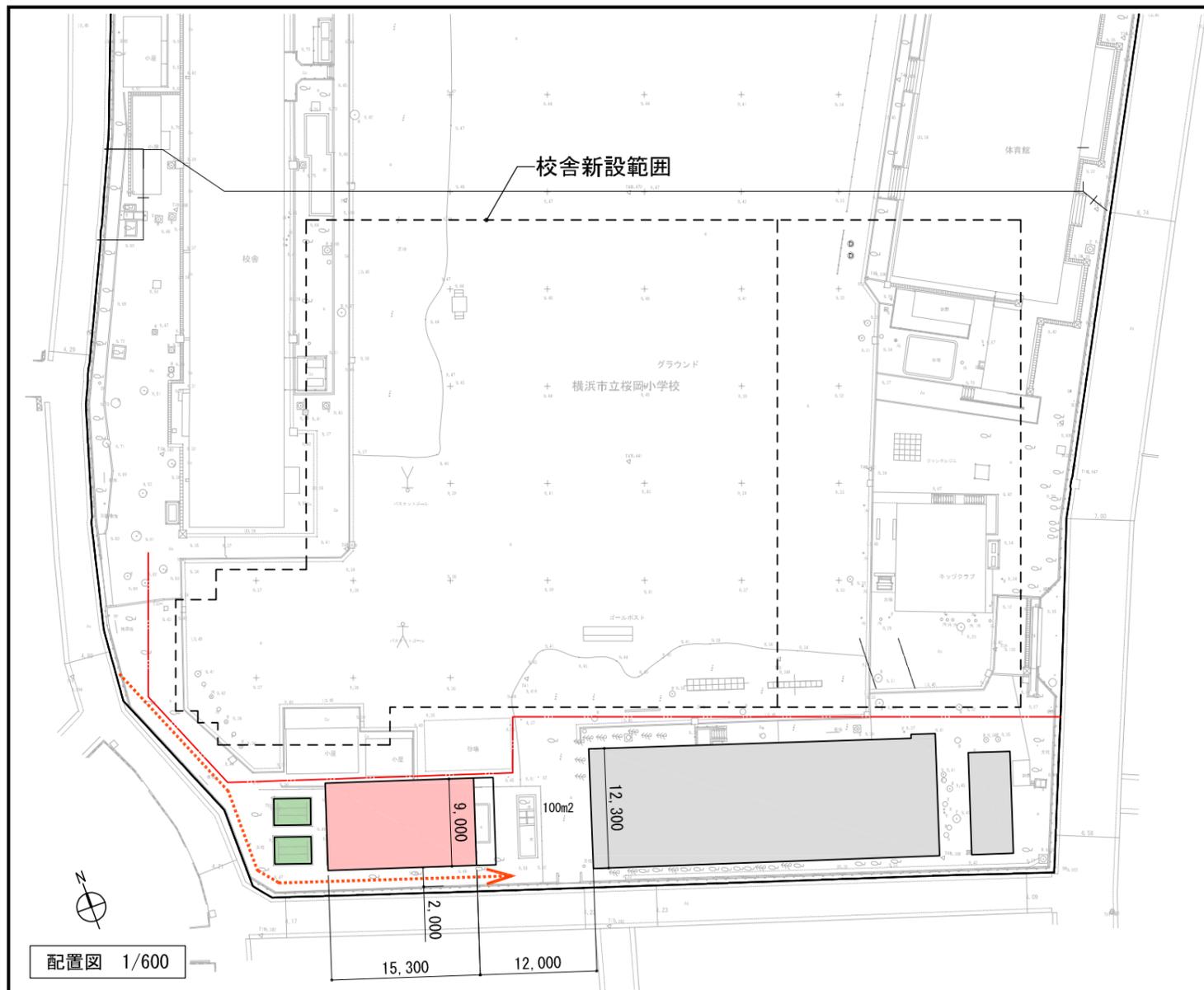
- ・ 空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、横浜市との協議による。なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、横浜市と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、横浜市の指示による。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 µg/l)
アセトアルデヒド	0.03 ppm (48 µg/l)
トルエン	0.07 ppm (260 µg/l)
キシレン	0.05 ppm (200 µg/l)
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 µg/l)
スチレン	0.05 ppm (220 µg/l)
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm (240 µg/l)



配置図 1/600

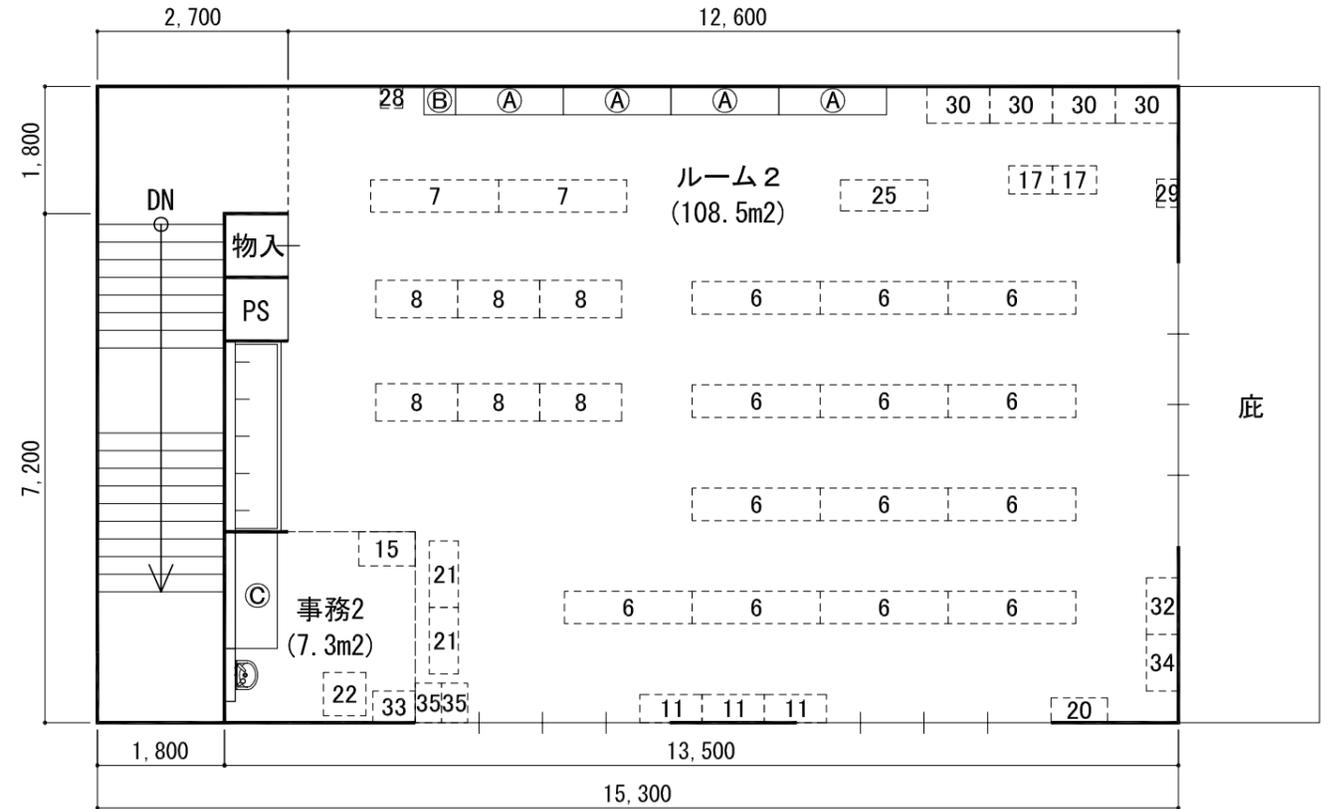
■ 新規備品リスト

建築工事	数	サイズ(WxDxH)
(A) ランドセルロッカー(G510A:15人用)	2	1900x400x1350
ランドセルロッカー(G510B:12人用)	5	1525x400x1350
(B) 掃除用具入れ(G520)	1	450x400x1700
(C) キッチン	1	1650x600x850
(D) 下駄箱(G1291:45人用)	2	1350x300x1630

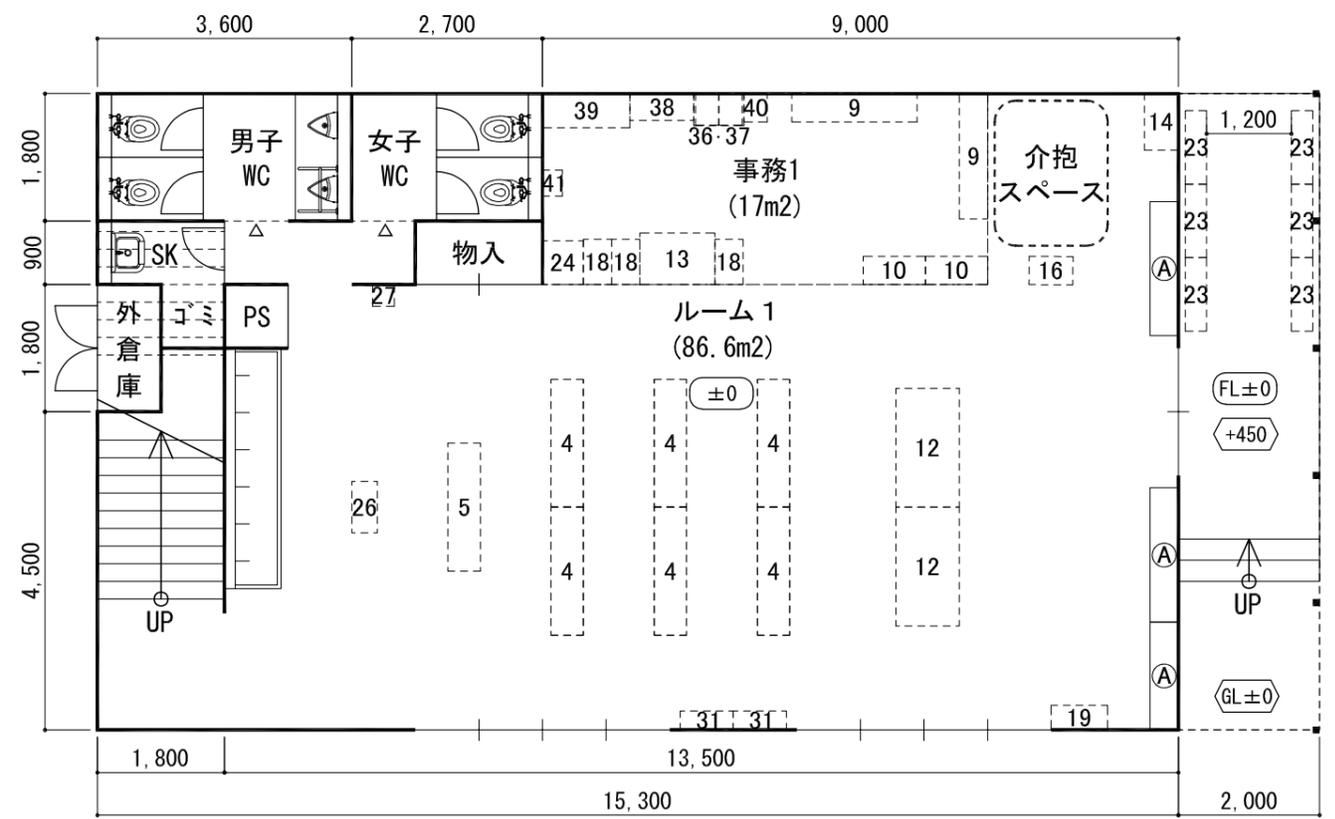
■ 既存備品リスト

備品	数	サイズ(WxDxH)	備品	数	サイズ(WxDxH)	備品	数	サイズ(WxDxH)
4 長テーブル(短足)	6	1810x460x100	17 パーテーション(スチール)	2	620x400x1720	30 スチールロッカー(両開き)	4	890x520x1790
5 長テーブル(長足)	1	1810x460x100	18 脇机	3	400x640x740	31 木製本棚	2	750x270x650
6 長テーブル(短足)	13	1810x460x100	19 スチールラック	1	800x350x1250	32 スチールロッカー(3枚扉)	1	800x450x1100
7 長テーブル(長足)	2	1810x460x100	20 スチールラック	1	800x350x1250	33 スチールロッカー(片開き)	1	600x450x1790
8 テーブル(五角形)	6	1160x530x330	21 パーテーション(布)	2	940x410x1860	34 スチールロッカー(ガラス扉)	1	800x450x1040
9 スチールロッカー(大)	2	1770x400x880	22 冷蔵庫	1	610x600x1720	35 スチール台	2	560x370x600
10 スチールロッカー(小)	2	880x400x880	23 シューズラック	6	1040x300x1600	36 プラスチック引き出し	15	330x440x230
11 スチールロッカー(小)	3	880x400x880	24 コピー機	1	620x580x1100	37 木製台	1	710x450x520
12 事務作業テーブル	2	1680x900x700	25 テレビ(55型)	1	1230x440x1110	38 シューズラック	1	900x380x1800
13 事務机(スチール)	1	1060x730x740	26 テレビ(32型)	1	730x360x850	39 スチール棚	1	1240x480x2070
14 事務机(木製)	1	800x480x700	27 空気清浄機(エアトック)	1	310x310x650	40 スチール引き出し	1	330x400x1100
15 事務机(木製)	1	800x480x700	28 空気清浄機(エアトック)	1	310x310x650	41 シュレッダー	1	370x280x580
16 パーテーション(スチール)	1	620x400x1720	29 空気清浄機(シャープ)	1	400x310x650			

■ 2階建築(3号建築) 延べ面積: 275.4m² (キッズ 197m² ※事務スペース(約24.3m²)を含まない)



2F PLAN S=1/100



1F PLAN S=1/100

横浜市建築局			工事名	桜岡小学校建替工事(校舎)(建築工事)		
年月日	R7.02	編尺	図面名称	仮設キッズプラン検討 2024.6.26作成		
白川設計			設計者	白川 幹	図面番号	A-01

備品リスト

※ ○印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。○内の数字は設置数を表す。
 ※ ●印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で既存校舎から移動すること。ただし、既存からの移設不可(故障、既存に無いものを含む)の場合は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。
 また、仮校舎解体工事時に区分担当者に確認した上で撤去・処分すること。

室名	電気設備																				機械設備					備考		
	備品			家具		その他	コンセント			照明				電話端子		LAN		インターホン		テレビ	自火報	電気錠	空調・換気		衛生			
	システムキッチン	IH	ステンレス流し	ランドセルロッカー	下足入	吊カーテンレール	壁下部100V	壁200V	天井200V	屋内LED	屋外LED	スイッチ	人感センサー	外線	内線	LAN	親機	子機	端子		操作盤	エアコン	換気扇	大便器	小便器		手洗器	手洗
ルーム1(1階)				③			⑨		④	⑥		②							①	①		④	③					コンセント数量内訳 床上+300程度×6か所 天井-500程度×3か所
ルーム2(2階)			①	④			⑨		④	⑧		②							①	①		④	③					
事務スペース1(1階)						①	③			②		①	①	①	①	①					①							
事務スペース2(2階)	①	①					③	①		①		①	①	①	①	①										①		
階段室							②			②		②								①								
女子WC			①							③		③											①	②				
男子WC			①							③		③											①	①	②			
物入(1階)							①					①								①								
物入(2階)							①													①								
SK							①			①		①																
南門											①	①						①										
玄関ポーチ					⑥						②	①						①										
屋外(外壁面)							①				④	④																
屋外(建物以外)																										①	屋外手洗(水栓×2)	

※1 ルーム1・2、事務スペースの壁に掲示板クロスまたは掲示板を設ける(横浜小・中学校標準図校舎95型 12改参照)

※2 上表に関わらず、原則として、家具は既存キッズクラブ棟で利用している家具を再利用すること